

令和8年2月

各位

瀬戸信用金庫

第三者からの依頼による金融取引にご注意ください

最近、第三者からの依頼により、口座開設やインターネットバンキング契約、また、インターネットバンキングを利用した振込などを行った結果、詐欺や不正行為に巻き込まれる事案が全国的に増加しています。

たとえば、

- ・ SNSなどで知り合った相手から「報酬を支払うので口座を開設してほしい」と依頼された
- ・ 知人や第三者から「代わりに振込をしてほしい」「ネットでの取引にあなたの口座を使わせてほしい」と頼まれた
- ・ 取引の詳細がよくわからないまま、第三者の指示に従い金融取引を行った
- ・ 「高額バイト」「副業」「簡単な作業」「お金がもらえる」などの誘い文句で、金融取引を依頼された

このような第三者からの依頼による金融取引を行った場合、知らないうちに犯罪に巻き込まれ、場合によっては、被害を受けるだけでなく、加害者として責任を問われる可能性があります。

このような依頼を受けた場合や、少しでも不審に感じた場合は、取引を行う前にお近くの当金庫窓口または警察までご相談ください。

皆さまの大切な資産を守るため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

以 上